

特定複合観光施設区域整備推進会議運営規則（案）

（趣旨）

第1条 特定複合観光施設区域整備推進会議（以下「推進会議」という。）の議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号）及び特定複合観光施設区域整備推進本部令（平成29年政令第42号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（推進会議の招集）

第2条 推進会議の会議は、議長が招集する。

2 議長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知するものとする。

（意見の聴取）

第3条 議長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（会議の公開）

第4条 議長は、推進会議に諮った上で、会議を公開することができる。

（議事録）

第5条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
 - 二 出席した委員の氏名
 - 三 議事となった事項
- 2 議事録は公開とする。ただし、議長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、議長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。
- 4 会議資料は公開することを原則とする。ただし、資料の提出者の同意が得られない場合には、その旨を明示した上で非公開とすることができる。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、推進会議の議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。